

次期おおた障がい施策推進プランの策定について

1 策定の経緯

「おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画）」の計画期間満了に伴い、新たに3か年の計画（平成30～32年度）を策定します。

児童福祉法の改正に伴い策定義務の生じた「大田区障害児福祉計画」及び「大田区発達障がい児・者支援計画」を統合し、障がい者分野の総合計画として一体的な策定を行います。

2 計画の位置付け

（1）法律上の位置付け

「大田区障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めます。

「大田区障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めます。

「大田区障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めます。

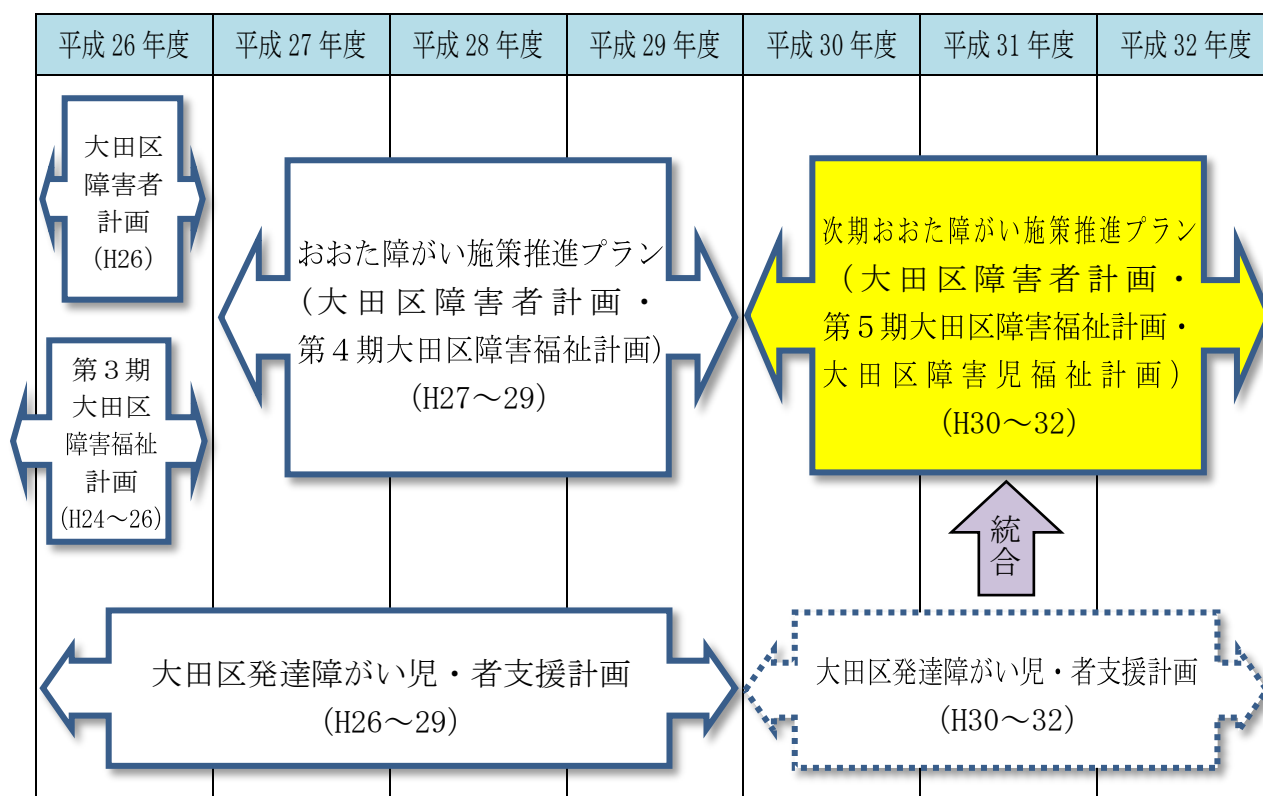
（2）区の位置付け

大田区基本構想の実現に向けた区の基本計画である「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野に掲げられた施策を具体的に実施する個別計画としての位置付けです。

「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、区の保健・福祉に関する計画と整合性を持った計画になります。

3 計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成32年度の3年間とし、「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「大田区障害児福祉計画」及び「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定します。



4 計画策定の体制

「大田区障がい者施策推進会議」で検討を行います（5回開催予定）。

庁内においては、関係部局の管理職により構成される「庁内検討委員会」を開催し、検討を行います。

また、広く区民の皆様のご意見を反映させるため、素案について、区民説明会及び大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施します。